

シリーズ「ウィズ／ポスト コロナのフランス経済の動向」第13回
フランス食料・農業のエコロジー転換について
～一段と求められる持続可能性と環境への配慮～

かんばやし ゆうすけ
神林 悠介

外務省在フランス日本国大使館一等書記官

はじめに

先月号では、松浦参事官からフランスの開発援助政策について紹介があった。コロナ下におけるレストランや外食産業をめぐる状況については、2021年2月号で筆者から紹介したところであるが、本稿では、農業・食料分野において、環境をめぐる切り口からその動向について紹介したい。

エコロジーに対する関心の高まり

「日本の農業は、なぜ欧米諸国に比べて農薬の使用量が格段に多いのか？ 日本人は伝統的に自然を敬い尊重する民族と聞いているが、環境に配慮した農業の取組みは進んでいないのか？ 日本の消費者は農薬使用に無関心なのか？」

予想外の質問に、私は、一瞬面食らった。

レストランが再開されたばかりの2021年6月半ば、筆者は「エコノミスト・フォーラム」の場において、当地のエコノミストたちを前にプレゼンテーションを行う機会を持った。「エコノミスト・フォーラム」は、フランス中央銀行やシンクタンクなどの第一線で活躍するエコノミストを集めた勉強会として在フランス日本大使館において定期的に開催されているものであるが、筆者は、我が国の農業のエコロジー転換と題して、5月末に農林水産省が公表した「みどりの食料システム戦略¹」をベースに発表を行った。

この戦略は、2021年9月の「国連食料システムサミット」や、同年12月の「東京栄養サミット」の開催にもらんで、持続可能な農業・食料システムを構築するために、生産者、関係団体、事業者等の幅広い関係者との意見交換会を経て策定されたものである。詳しい内容の説明は省くが、農林水産省のホームページでは、我が国の農林水産業について、「大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化や地域コミュニティの衰退に加え、新型コロナウイルスを契機とした生産・消費の変化などの政策課題に直面」しており、他方、「健康な食生活や持続的な生産・消費の活発化」の動きが世界的に加速していく中で、「これらに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築する」ために、今般、「食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する『みどりの食料システム戦略』を策定した」と説明されており、農薬、化学肥料の使用や温室効果ガスの排出削減に加え、有機農業の推進についても、具体的な数値目標で示したものとなっている。

冒頭の質問は、我が国が新たに農薬削減に関して設定した「2050年に化学農薬の使用を半減」という数値目標が、EUが掲げる「2030年に化学農薬の使用を半減」と比べて緩いのではないかと、という質問とセットでなされた。

確かに、統計上、2019年の我が国の1 ha当たりの農薬使用量は11.9kg/haとなっており、フランス

¹ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>



【神林悠介氏のプロフィール】

2005年 農林水産省入省、林野庁林政課
2007年 経営局構造改善課（現農地政策課）
2009年 留学（ストラスブール政治学院、国立行政学院）
2011年 林野庁国有林野部経営企画課
2012年 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（予算編成基本方針担当）付参事官補佐
2014年 生産局畜産部競馬監督課 企画官
2015年 大臣官房予算課 企画官
2016年 大臣官房秘書課 課長補佐
2017年 復興庁統括官付参事官（予算会計班）付 参事官補佐
2019年 消費・安全局動物衛生課 課長補佐（総括）
2020年 外務省在フランス日本国大使館一等書記官

の4.46kg/ha や米国の2.54kg/ha と比べたらかなり多い²。しかし、これにはカラクリがあり、フランスや米国のように広大な土地で粗放的に農業を営む場合は、作期が長く農薬の使用頻度も低くなるが、我が国のように温暖湿潤な気候で野菜などを集約的に栽培する場合は、相対的に農薬の使用頻度が高まり、数値上の単位面積当たりの農薬の使用量も多くなる³。

もう一つの質問にあった、EU が掲げる「2030年に化学農薬の使用を半減」という目標は、2020年5月にEU 委員会が発表した「ファーム to フォーク（農場から食卓まで）戦略」の中に盛り込まれたもので、他にも、2030年までに化学肥料の使用を20%減、有機農業が行われる農地の割合を25%に到達といった目標が掲げられている。同戦略は、2019年12月発表の「欧州グリーン・ディール政策」における農業分野の取組みを具体化するものであり、欧州委員会は、2023年中に持続可能な食料システムの法的枠組みを提案することとされている。

こうした動きは、ラディカルな環境団体の活動に後押しされたという側面もあるものの、近年の欧州における市民の環境に対する自発的な問題意識の高まりを受けたものと理解できる。また、コロナ危機を経て、フランスの消費者の間では、健康や持続可能性に対する意識が高まり、有機栽培であることや国産であることへのこだわりが高まっていると指摘されている。

以下、消費者の関心が高く、また、今後の日本産

農林水産物の輸出にも少なからず影響があると思われる、農薬使用の削減、有機農業の推進、食品表示における栄養プロファイリングの3点について、具体的な動向を紹介する。

エコロジー転換に向けた具体的な取組み

(1) 農薬使用削減のための取組み

フランスは伝統的な農業大国のイメージがあるが、第二次世界大戦後の「栄光の30年」といわれる高度成長時代においては、大量の農薬と化学肥料が用いられ、土壌や水質の汚染が深刻化したことから、環境に配慮した農業に対する関心が高まった。農薬の使用削減に関して具体的な目標値が設定されたのは、2008年の Plan Ecophyto（エコフィト計画）の策定時である。

この計画では、2018年に農薬の使用を半減することを目指したが、実際は農薬の使用量は逆に増え続けたため、2015年に政府はこれを改訂した Plan Ecophyto II（エコフィトII）を発表し、農薬の使用を2020年に25%減、2025年に半減する目標を設定した。

具体的な取組みとしては、①農薬購入者の事実上の免許制の導入、②優良事例を横展開していくための自発的なネットワークの「3,000農場による挑戦」、③カウンセリング活動を通じて農薬販売量の削減を実現している販売店に対する「農薬使用削減証明書」の発行、④先進的な取組みを行う農業者への公募による財政補助、⑤研究開発の推進、⑥農薬

² 出展：FAOSTAT

³ 世界トップは13.07kg/ha の中国。集約農業を展開しているオランダは、8.88kg/ha。（出典同じ。）

図1 「数字でみるエコフィト計画」

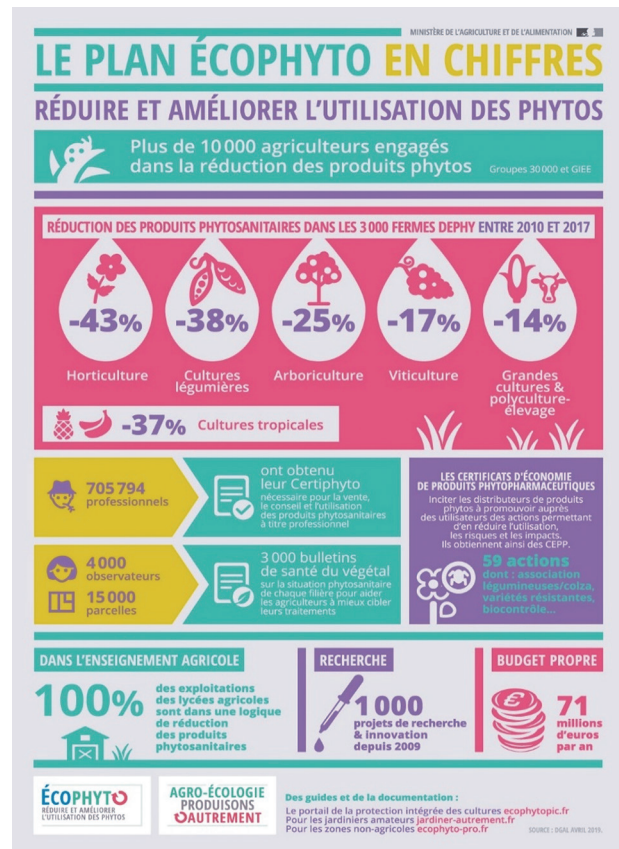
使用の影響に係る疫学的な監視ネットワークの構築といった取組みが挙げられる。

特に、①の事実上の免許制は、2009年に欧州委員会から出された「持続的な農薬使用に関する指令」に基づく取組みであり、一般家庭のガーデニング用として使用が認められた製品を除き、「Certiphyto」という証明書を有していないと、農薬の販売・購入・使用が認められない。対象は農業者に限らず、流通事業者、造園事業者、技師等とされており、証明書を取得するには、専門の教育機関で取得した免許状を有しているか、州農政局が認可した研修機関（農業会議所、職業訓練機関等）で研修を受講することが必要となり、有効期限は5年間とされている。

さらに、2018年、販売店での利益相反を防ぐ観点から、法律によって、農薬の販売と農薬使用に係るカウンセリング業務について、組織的に資本分離を行うこととされた。また、販売店では、職業上農薬を使用する者に対して、農薬の使用低減のための指導を定期的を実施することが義務付けられた。

図1は、仏農業・食料省が2010年～2017年までの取組結果として2020年に公表したものであるが、以下の成果が書かれている。

- 10,000以上の農業者が農薬使用削減の取組みに参加
- 「3000農場による挑戦」における削減（花き43%、野菜38%、果樹25%、ワイン用ぶどう17%、土地利用型と畜産14%、熱帯果樹37%）
- 705,749名の Certiphyto の取得
- 15,000圃場における疫学的監視、農薬使用改善のための3,000のカルテ作成
- 59の取組主体による「農薬使用削減証明書」の取得
- 全ての農業高校における農薬使用削減に係る講習の実施
- 2009年以降1,000の研究プロジェクトの立ち上げ



（仏農業・食料省 HP より）

- 毎年、7,100万ユーロの財政措置

2017年のマクロン政権の公約の一つに、除草剤のグリホサート系農薬について、2021年までに使用を禁止することが盛り込まれ、2018年に立法措置が執られた。グリホサート系農薬には発がん性を指摘する声があり、またミツバチの大量死の一因と考えられ、EU 全体でも規制が進んでいるが、生産活動におけるマイナスの影響が大きいと、政府はこの目標を断念した。

背景として、2020年夏以降、甜菜（ビート）栽培においてアブラムシが媒介する黄化ウイルスにより甚大な被害が発生し、代替的な防除手段が乏しかったことから、グリホサート系農薬の例外的な使用が解禁されたものであり、今後もこうした農薬をめぐる当局と生産現場とのせめぎ合いが続くものとみられる。

(2) 有機農業の推進のための取組み

環境問題への消費者の意識が高まるなか、有機（バイオ）食品への志向が高まったのは、BSE（牛海綿状脳症）問題を経た2000年以降といわれており、2001年には有機農業の推進を図るための公益法人である「Agence Bio（アジャンス・バイオ）」が設立された。

フランスにおける有機食品のラベルには、ヨーロッパ共通の認証である「ユーロフィユ」マークと、フランスの独自認証である「AB（Agriculture Biologique）」マークの2種類があり、バイオ製品には、このいずれか、又は両方が付されて販売されている。いずれも、日本の有機JAS認証に相当する厳しいものであり、農薬や化学肥料を使用しない農地で生産され、かつ、遺伝子組み換え技術を使用しないといった生産要件を満たした農産物や、原料の95%以上に有機農産物が使われた加工食品に対して、使用が認められることとなっている。

なお、有機農業より取組みのレベルは下がるものの、環境に配慮した農業経営を行っている農場について圃場単位で認証を行う、HVE（Haute Valeur Environnementale：高価値環境農業）認証もある。HVE認証の特徴は、有機農産物のような生産物に対する認証ではなく、環境に配慮した農業を行っている圃場全体への認証である。環境保全活動のルールを遵守し、第三者の監査を受けて、認証を受ける仕組みであり、3等級ある認証のうち一倍高い等級の認証を受ければ、商品にロゴマークを貼付することができる。なお、2021年1月時点でHVEに取り組む生産者は約1.1万農場となっており、大半はワイン用ぶどう農家である。

仏農業・食料省が今年8月末にまとめたデータによれば、2020年末時点で、250万ヘクタールで有機



写真1 ABマークと、ユーロフィユのマークの商品の例。ワインにはHVEマークが付されている。
(筆者撮影)

農業が行われており、これは耕作可能な農地のうち9.5%を占める⁴。対前年比では12%増となっており、直近5年間で倍増した。また、有機農業に取り組む生産者数は約5.3万人にのぼり（全生産者の12%）、直接雇用者数は約20万人（農業関連人口の18%）に達している。さらに、有機食品の市場規模は約132億ユーロ（およそ1.7兆円）となり、2015年の64億ユーロから倍増した。家計の食費では、有機食品が約6.5%を占めている。

こうした有機農産物の生産及び流通市場の拡大を支えるのが、政府による積極的な支援である。有機農業推進の全体的な方針は、「Ambition bio」という計画で決められており、EU共通農業政策における有機助成枠の設定や、農業会議所等による技術面でのサポート、生産から流通・小売に至るまでの構造化の支援、学校給食における有機食品の導入促進などの取組みが行われている。また、コロナからの復興計画である「フランス再興プラン」においても、基金への積み増しを通じて、有機転換に係る資

⁴ 我が国では、有機農業の農地面積は2.4万ヘクタール（2018年）で、農地全体に占める割合は0.5%となっている。

材導入への支援等が盛り込まれた。

今後、我が国からの農産物の輸出促進を考えた場合、有機であることの重要性も高まってくると考えられる。既に日本茶は残留農薬規制の問題から、輸出品のほとんどが有機栽培茶であるが、今後は、農林水産省が重点品目に挙げる和牛やブリについても、当地のバイヤーから、エサを含めて有機生産されたものでなければ取り扱わないと言われる日も、そう遠くないと思われる。

(3) 食品表示における栄養プロファイリング

フランスでは、「Nutri-score（ヌートリ・スコア）」という栄養ラベル表示が2017年から導入されている。これは、100 g（飲料は100ml）あたりに含むカロリー、糖分、塩分、飽和脂肪酸などのマイナス要素と、タンパク質や食物繊維等のプラス要素の含有量に基づき、その食品の栄養スコアをA～Eの5段階にランク分けし、ランクとカラーロゴを包装の前面に表示するものである。表示は任意であるが、スコアの高い商品にのみ選択的に表示することは認められず、採用を決定した企業は自社製品のすべてに掲載することが必要となる。加工食品のみが対象となるため、野菜や果物は対象外となるが、醤油、味噌といった調味料は対象となる。

ヌートリ・スコアは、英国食品基準庁が開発したモデルにフランスが手を加えて導入したものであり、現在、ベルギー、スイス、ドイツでも導入が進み、大手企業でも徐々にこれを採用するところが増えてきたため、日常の買い物において、当たり前のように目にするようになってきた。

EU レベルでは、2022年12月までに域内共通の栄養プロファイル制度を法制化するとされているものの、伝統的に、オイル、小麦粉、肉類を豊富に使っ



写真2 カニカマはB、鶏肉ハムはC、
プロシュートハムはDとなっている。
（筆者撮影）

た食材が多いイタリアでは、栄養スコアの導入がイタリア産食材の流通上、不利に働きかねないとの懸念から、生産者を中心に反対の声が強い。

仮に、EU 全域で表示が義務化されれば、我が国からの輸入も含めた EU 域外からの輸入食品にも同様のスコアを付すことが求められることとなる。この場合、醤油や味噌は一般的には健康的と認識されているものの、調味料という性質上塩分含有量が多いため、スコア表示が不利に働くことが懸念されている。一連の動向については、注意を払う必要がある。

終わりに

2021年9月17日から18日までイタリアのフィレンツェで行われたG20農業大臣会合において、野上農林水産大臣はドゥノルマンディ仏農業・食料大臣と会談の場を持った。会談では、国連食料システムサミットに向けて、同年7月に日仏農相が共同で発出した「バランスの取れた食生活に関する共同文書⁵」の意義について意見が交わされた。これは、

⁵ https://www.maff.go.jp/j/press/y_kokusai/kikou/210726.html

健康志向やアニマルウェルフェアに対する意識の高まり、ヴィーガンやベジタリアンが増える昨今、ともすれば、「肉を消費すること＝悪いこと」という認識が広がりつつあるなかで、多様な食文化や伝統を有する日仏が協力して、偏らない食生活や伝統文化の重要性を訴えたものである。

また、野上大臣は、東南アジア各国閣僚との間では、「持続可能な農業生産及び食料システムに関する共同文書⁶」を発出しており、高温多湿で雑草や害虫被害のリスクが高いアジアモンスーン地域においては、欧米とは気候条件等が異なっており、SDGsにも配慮しつつ、地域の特性に応じた現実的な解決策が重要であることを訴えた。

このように、本稿の冒頭に紹介した質問者のもう一つの質問である、「日本がエコロジー転換のために掲げる目標は、EUより緩いのではないか」という問いかけに対しては、気候条件や土地利用が異なる双方のアプローチを単純に比較することは適当で

なく、地域の特性に応じて解決策を見つけていくことの重要性を説いたものの、欧米社会全体の潮流はエコロジー転換に向かっており、国内市場だけをみた理屈は通じなくなっている。特に、我が国が農林水産物の輸出を一層拡大していくためには、残留農薬規制への対応やEU・HACCP⁷の取得など、国内生産側の努力と柔軟な対応が求められる。EUのパワーを上手に利用しながら、ルールメイキングで先行しようとするフランスの動向について、引き続き注視していく必要がある。

次回は田中書記官から、コロナ危機から1年半が経過したフランスの経済・財政情勢について紹介する。

※本稿の内容は筆者の個人的見解であり、所属組織の見解を示すものではない。

⁶ <https://www.maff.go.jp/j/press/kokusai/chiiki/210719.html>

⁷ 食品の衛生上の危害発生の防止と適正な品質を確保するための、製造工程管理に係る認証制度。日本からEUに畜水産物を輸出するには、EU・HACCPの認証取得工場で製造・加工する必要がある。また、動物性原料を含む加工品を輸出する場合も、その原料は同認証を取得した工場由来のものを使用する必要がある。